

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年5月19日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	N E X T F U N D S 外国債券・F T S E世界国債インデックス（除く日 本・為替ヘッジあり）連動型上場投信
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、2020年11月18日付をもって提出した有価証券届出書（2021年1月18日提出の有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

（４）発行（売出）価格

<訂正前>

取得申込日の翌営業日（以下「取得申込受付日」といいます。）の基準価額[※]に100.05%以内（2020年11月18日現在100.03%）の率を乗じて得た価額（「販売基準価額」といいます。）とします。

なお、取得申込受付日の前営業日の午後3時30分までに委託者に追加設定の連絡をして受理されたものを当日の申込みとします。

※「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

<訂正後>

取得申込日の翌営業日（以下「取得申込受付日」といいます。）の基準価額[※]に100.05%以内（2021年5月19日現在100.03%）の率を乗じて得た価額（「販売基準価額」といいます。）とします。

なお、取得申込受付日の前営業日の午後3時30分までに委託者に追加設定の連絡をして受理されたものを当日の申込みとします。

※「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1 ファンドの性格****（3）ファンドの仕組み****<更新後>****■委託会社の概況(2021年3月末現在)■****・名称**

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村
アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

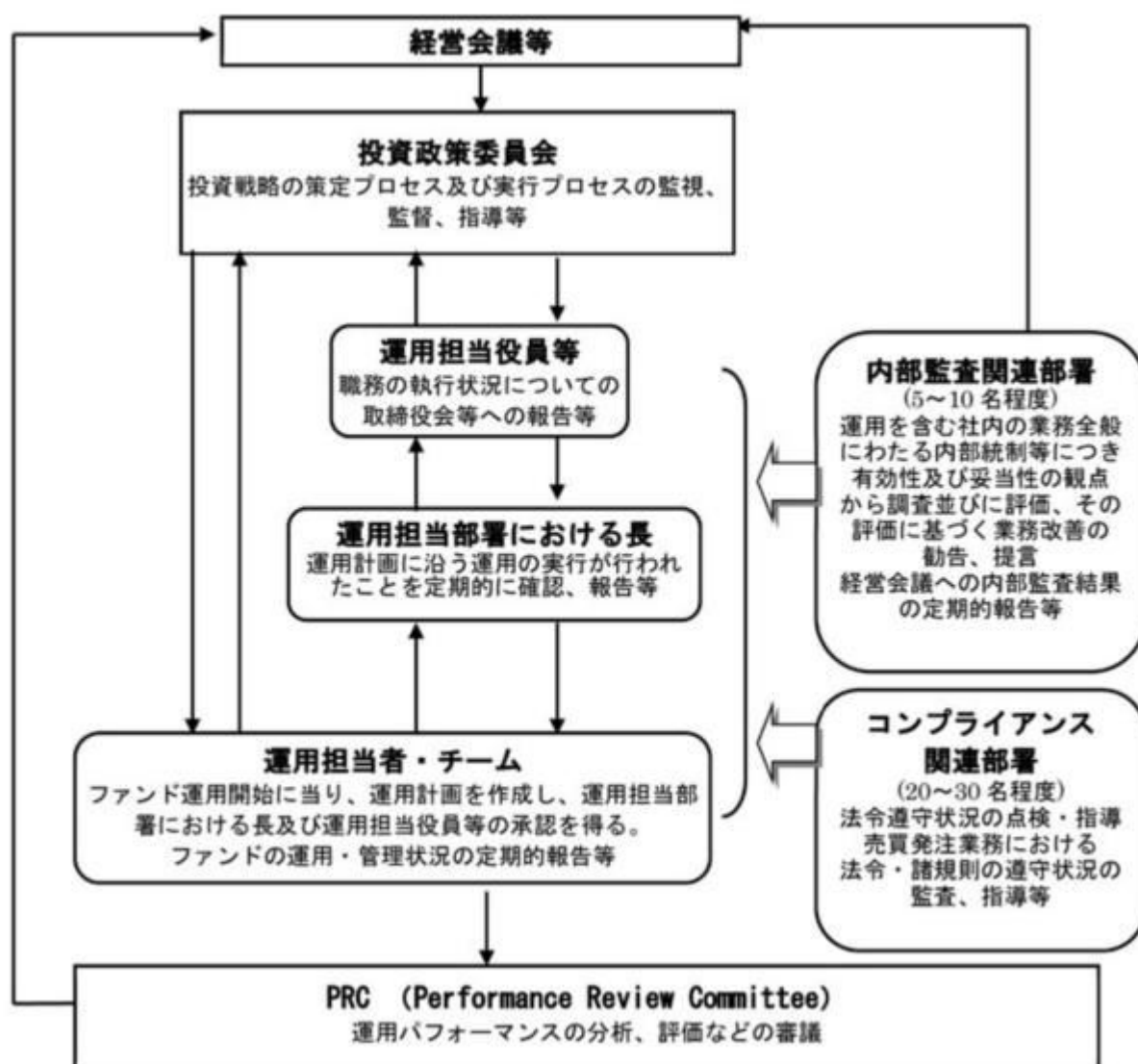
野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2 投資方針**（3）運用体制****<更新後>**

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

3 投資リスク

<更新後>

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

〔債券価格変動リスク〕

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

〔為替変動リスク〕

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《対象指数と基準価額の主な乖離要因》

ファンドは、基準価額が対象指数の動きと連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

- ① ファンドにおける個別銘柄の組入比率と同指数構成銘柄の構成比率に差異があること
- ② ポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買価格と対象指数における評価価格に価格差が生じる場合があること
- ③ 追加設定・一部解約等による資金の流出入のタイミングと、当該資金の流出入に伴い実際に個別銘柄等を売買するタイミングが一致しない場合があること
- ④ ファンドの保有銘柄の評価価格が、同指数における評価価格と一致しない場合があること
- ⑤ 利用する先物取引は同指数を対象とする先物取引とは異なること
- ⑥ 信託報酬等のコスト負担があること

※対象指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

※上記記載は、マザーファンドを通じて投資する場合を含みます。

《その他の留意点》

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆ 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆ ファンドの基準価額と対象指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象指数との連動または上回ることを保証するものではありません。
- ◆ 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆ ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場

価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

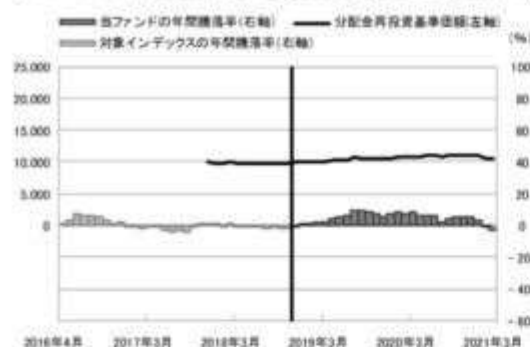
- ◆ファンドは、受益権の口数が20営業日連続して50万口を下回った場合、上場廃止のうえ信託終了となりますのでご注意ください。

<更新後>

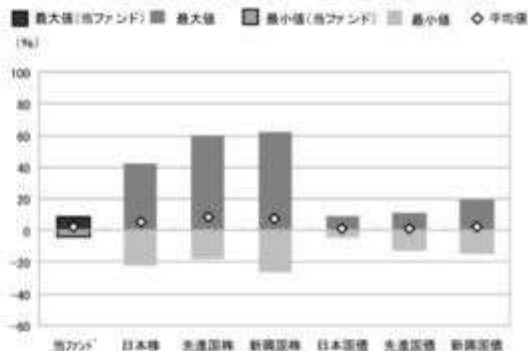
リスクの定量的比較

(2016年4月末～2021年3月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉



〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	9.1	42.1	59.8	62.7	9.3	11.4	19.3
最小値(%)	△ 3.7	△ 22.0	△ 17.5	△ 26.3	△ 4.0	△ 12.3	△ 15.0
平均値(%)	2.3	5.2	8.9	7.7	1.1	1.3	1.9

- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。当初元本(100 口あたり)を10,000 として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- ※年間騰落率は、2016 年 4 月から 2021 年 3 月の 5 年間の各月末における 1 年間の騰落率を表示したものです。なお、2016 年 11 月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。

- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2016 年 4 月から 2021 年 3 月の 5 年間の各月末における 1 年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。
- ※決算日に対応した数値とは異なります。
- ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株: 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債: NOMURA-BPI国債
- 先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や価格を決めるものでもありません。また、投資戦略や投資における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPMC)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる金融商品について、JPMCやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあります。また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。米国のJP Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての提供、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または承認を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, NA、JPSC JP Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

<更新後>

販売基準価額（取得申込日の翌営業日の基準価額に100.05%以内（2021年5月19日現在100.03%）の率を乗じて得た価額）に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額[※]とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

購入時手数料は、ファンドの購入に関する事務手続き等の対価として、購入時に頂戴するものです。

(3) 信託報酬等

<更新後>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年0.132%(税抜年0.12%)以内で委託会社が定める率(2021年5月19日現在年0.132%(税抜年0.12%))（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、その配分については以下の通り(税抜)とします。

<委託会社>	<受託会社>
年0.10%	年0.02%

※上記配分は、2021年5月19日現在の信託報酬率における配分です。

2. 信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の44%(税抜40%)以内の額から、当該貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用を控除した額とし、その配分については、委託会社は80%、受託会社は20%とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

《支払先の役務の内容》

<委託会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) その他の手数料等

<更新後>

- ① ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことが

できます。なお、信託財産中から支払わない金額については、委託者が負担します。

◆対象指数に係る商標使用料（2021年5月19日現在）

ファンドの純資産総額に対し、年0.02%を乗じて得た額とします。

◆ファンドの上場に係る費用（2021年5月19日現在）

・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。

・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）。

②ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

③監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

④ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

⑤販売基準価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に100.05%以内（2021年5月19日現在100.03%）の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に0.05%以内（2021年5月19日現在0.03%）の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。

⑥ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額[※]をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.05%以内（2021年5月19日現在0.03%）の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）課税上の取扱い

＜更新後＞

①個人の受益者に対する課税

●収益分配金の受取時

分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

●受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

売却時、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)[※]については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

※売却時、換金(解約)時および償還時の価額から取得費(買付・申込手数料(税込)を含む)及び譲渡費用を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ 特定公社債^(注1)の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

●収益分配金の受取時

分配金については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収[※]が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

●受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

法人の投資家については、受益権の売却時、換金(解約)時および償還時における源泉徴収はありません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2021年3月末現在）が変更になる場合があります。

なお、上記のほか、日本の非居住者である受益者には、日本以外の国における税金が課せられる場合があります。

以下は2021年3月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）投資状況

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	10,374,159,450	43.59
	カナダ	489,876,725	2.05
	メキシコ	175,210,848	0.73
	ドイツ	1,471,230,075	6.18
	イタリア	2,482,538,003	10.43
	フランス	2,536,986,719	10.66
	オランダ	471,183,301	1.98
	スペイン	1,617,749,013	6.79
	ベルギー	716,013,452	3.00
	オーストリア	461,382,711	1.93
	フィンランド	128,063,648	0.53
	アイルランド	211,488,774	0.88
	イギリス	1,599,321,940	6.72
	スウェーデン	60,690,604	0.25
	ノルウェー	54,711,270	0.22
	デンマーク	113,383,646	0.47
	ポーランド	144,535,408	0.60
	オーストラリア	555,840,008	2.33
	シンガポール	219,671,553	0.92
	イスラエル	85,881,392	0.36
小計		23,969,918,540	100.72
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	△173,225,844	△0.72
合計（純資産総額）		23,796,692,696	100.00

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	32,949,411,091	43.71
	カナダ	1,472,358,869	1.95
	メキシコ	603,941,914	0.80
	ドイツ	5,491,684,257	7.28
	イタリア	8,061,725,822	10.69
	フランス	7,785,630,824	10.32
	オランダ	1,343,337,294	1.78

	スペイン	4,865,549,195	6.45
	ベルギー	2,047,820,860	2.71
	オーストリア	1,100,258,532	1.45
	フィンランド	531,814,186	0.70
	アイルランド	723,588,205	0.95
	イギリス	5,114,705,919	6.78
	スウェーデン	208,499,920	0.27
	ノルウェー	155,361,339	0.20
	デンマーク	407,208,614	0.54
	ポーランド	476,981,150	0.63
	オーストラリア	1,809,421,637	2.40
	シンガポール	673,794,956	0.89
	イスラエル	291,489,902	0.38
	小計	76,114,584,486	100.97
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	△736,983,051	△0.97
合計（純資産総額）		75,377,601,435	100.00

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,800,000	11,085.27	199,534,870	11,087.00	199,566,017	0.25	2023/6/15	0.83
2	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,400,000	13,942.65	195,197,134	13,904.17	194,658,464	1	2025/11/25	0.81
3	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,000,000	19,127.43	191,274,327	19,046.16	190,461,640	5.5	2029/4/25	0.80
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,550,000	12,095.06	187,473,546	12,036.25	186,561,918	2.75	2025/8/31	0.78
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,250,000	15,136.55	189,206,918	14,868.00	185,850,080	4.375	2040/5/15	0.78
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,550,000	12,143.50	188,224,299	11,988.68	185,824,569	2.625	2029/2/15	0.78
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,600,000	11,412.64	182,602,293	11,399.67	182,394,725	2	2022/10/31	0.76
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,600,000	11,279.44	180,471,134	11,122.89	177,966,325	1.625	2029/8/15	0.74
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,500,000	11,726.61	175,899,153	11,678.17	175,172,619	2	2025/8/15	0.73
10	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	840,000	20,728.97	174,123,347	20,447.26	171,757,018	2.5	2046/8/15	0.72
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,500,000	11,394.48	170,917,203	11,388.42	170,826,382	1.375	2023/9/30	0.71
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,400,000	12,049.28	168,690,038	11,992.14	167,889,981	2.625	2025/12/31	0.70
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,420,000	11,941.11	169,563,773	11,777.64	167,242,500	2.375	2029/5/15	0.70
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,450,000	11,506.71	166,847,318	11,463.67	166,223,272	1.625	2026/2/15	0.69
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,500,000	11,036.83	165,552,523	11,038.56	165,578,479	0.125	2023/10/15	0.69
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,850,000	8,845.49	163,641,658	8,664.78	160,298,556	1.375	2050/8/15	0.67

17	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,200,000	13,255.52	159,066,266	13,251.28	159,015,384	0.6	2023/6/15	0.66
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,350,000	11,648.09	157,249,283	11,640.11	157,141,593	2	2024/6/30	0.66
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,300,000	11,839.91	153,918,898	11,820.02	153,660,283	2.875	2023/10/31	0.64
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,400,000	11,094.56	155,323,964	10,945.58	153,238,196	1.5	2030/2/15	0.64
21	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM	1,100,000	13,856.70	152,423,746	13,833.23	152,165,543	2.25	2023/6/22	0.63
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,500,000	10,193.96	152,909,530	10,045.20	150,678,032	0.625	2030/8/15	0.63
23	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000	14,790.71	147,907,100	14,779.02	147,790,280	4.5	2024/3/1	0.62
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,210,000	12,224.80	147,920,143	12,089.87	146,287,517	2.75	2028/2/15	0.61
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,200,000	12,282.04	147,384,552	12,185.88	146,230,608	2.875	2028/5/15	0.61
26	イギリス	国債証券	UK TREASURY	560,000	26,149.26	146,435,858	25,702.95	143,936,528	4.25	2049/12/7	0.60
27	イギリス	国債証券	UK TREASURY	660,000	22,020.11	145,332,780	21,717.70	143,336,847	4.5	2034/9/7	0.60
28	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000	13,790.60	137,906,010	13,803.58	138,035,810	1.75	2024/7/1	0.58
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,200,000	11,517.29	138,207,596	11,440.32	137,283,850	1.625	2026/5/15	0.57
30	イギリス	国債証券	UK TREASURY	900,000	15,205.95	136,853,576	15,202.61	136,823,520	0.125	2024/1/31	0.57

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	100.72
合 計	100.72

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,400,000	12,844.44	693,599,780	11,988.68	647,388,819	2.625	2029/2/15	0.85
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	13,343.14	667,157,480	12,398.65	619,932,712	3.125	2028/11/15	0.82
3	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	4,400,000	13,356.83	587,700,652	13,124.53	577,479,421	0	2029/11/25	0.76
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	11,477.08	573,854,041	11,388.42	569,421,275	1.375	2023/9/30	0.75
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	11,419.34	570,967,350	11,368.53	568,426,656	1.375	2023/6/30	0.75
6	イギリス	国債証券	UK TREASURY	2,180,000	27,590.16	601,465,602	24,717.00	538,830,611	4.25	2046/12/7	0.71
7	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	4,000,000	13,348.32	533,932,820	13,281.62	531,265,170	0	2026/2/25	0.70
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,200,000	12,862.25	540,214,599	12,089.87	507,774,851	2.75	2028/2/15	0.67
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	12,394.32	495,773,196	12,065.65	482,626,384	2.875	2025/4/30	0.64
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	12,371.84	494,873,700	12,024.14	480,965,734	2.75	2025/6/30	0.63
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,200,000	11,847.69	497,603,370	11,440.32	480,493,474	1.625	2026/5/15	0.63
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	3,450,000	16,375.56	564,957,013	13,887.18	479,107,904	3.75	2043/11/15	0.63
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,110,000	11,563.14	475,245,065	11,455.02	470,801,540	2	2023/2/15	0.62
14	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	3,500,000	13,165.79	460,802,980	13,383.67	468,428,730	0.95	2030/8/1	0.62
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	11,813.96	472,558,683	11,640.11	465,604,722	2	2024/6/30	0.61

16	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,180,000	20,244.90	441,338,951	21,263.83	463,551,625	4.75	2044/9/1	0.61
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	11,826.94	473,077,647	11,463.67	458,546,959	1.625	2026/2/15	0.60
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	11,724.44	468,977,939	11,421.29	456,851,723	1.625	2026/9/30	0.60
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	11,393.61	455,744,623	11,308.85	452,354,107	1.625	2022/8/31	0.60
20	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,400,000	13,238.45	450,107,460	13,185.73	448,314,922	0.45	2022/10/31	0.59
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	11,065.37	442,615,121	11,073.16	442,926,487	0.125	2022/9/30	0.58
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	11,051.10	442,044,272	11,044.61	441,784,757	0.125	2023/9/15	0.58
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	11,044.18	441,767,497	11,038.56	441,542,612	0.125	2023/10/15	0.58
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	11,555.62	462,225,048	10,945.58	437,823,419	1.5	2030/2/15	0.58
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,030,000	12,881.66	519,130,953	10,791.62	434,902,686	2.25	2046/8/15	0.57
26	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,300,000	19,484.92	448,153,321	18,853.32	433,626,365	6.5	2027/7/4	0.57
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	11,017.80	440,712,293	10,809.79	432,391,722	0.25	2025/9/30	0.57
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	11,015.04	440,601,900	10,791.62	431,665,198	0.25	2025/10/31	0.57
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,520,000	14,125.43	497,215,192	11,871.05	417,861,046	2.75	2047/8/15	0.55
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	11,991.77	419,711,984	11,839.05	414,366,772	2.875	2023/11/30	0.54

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	100.97
合 計	100.97

②投資不動産物件

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信
該当事項はありません。

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信

該当事項はありません。

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

（3）運用実績

①純資産の推移

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信

2021年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所 取引価格（円）
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第1計算期間	(2018年 3月 7日)	536	538	975.8500	979.0500	986
第2計算期間	(2018年 9月 7日)	922	929	971.2200	978.3200	—
第3計算期間	(2019年 3月 7日)	1,216	1,227	973.2100	982.3100	975
第4計算期間	(2019年 9月 7日)	4,169	4,193	1,034.7000	1,040.5000	1,039
第5計算期間	(2020年 3月 7日)	6,413	6,457	1,051.3700	1,058.6700	1,046
第6計算期間	(2020年 9月 7日)	9,930	9,982	1,051.9400	1,057.4400	1,065
第7計算期間	(2021年 3月 7日)	21,239	21,342	1,018.2100	1,023.1100	1,019
	2020年 3月末日	4,878	—	1,051.4400	—	1,050
	4月末日	4,872	—	1,050.1400	—	1,047
	5月末日	4,869	—	1,049.4300	—	1,054
	6月末日	5,601	—	1,056.8300	—	1,059
	7月末日	8,195	—	1,067.1500	—	1,071
	8月末日	9,948	—	1,053.8600	—	1,056
	9月末日	10,439	—	1,059.8500	—	1,060
	10月末日	11,062	—	1,057.6400	—	1,059
	11月末日	12,272	—	1,058.9100	—	1,061
	12月末日	13,847	—	1,057.8700	—	1,058
	2021年 1月末日	15,284	—	1,051.2000	—	1,053
	2月末日	20,001	—	1,019.9700	—	1,021
	3月末日	23,796	—	1,013.0600	—	1,015

※決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

②分配の推移

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年12月 7日～2018年 3月 7日	3.2000円
第2計算期間	2018年 3月 8日～2018年 9月 7日	7.1000円
第3計算期間	2018年 9月 8日～2019年 3月 7日	9.1000円
第4計算期間	2019年 3月 8日～2019年 9月 7日	5.8000円
第5計算期間	2019年 9月 8日～2020年 3月 7日	7.3000円
第6計算期間	2020年 3月 8日～2020年 9月 7日	5.5000円
第7計算期間	2020年 9月 8日～2021年 3月 7日	4.9000円

③収益率の推移

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年12月 7日～2018年 3月 7日	△2.1%
第2計算期間	2018年 3月 8日～2018年 9月 7日	0.3%
第3計算期間	2018年 9月 8日～2019年 3月 7日	1.1%
第4計算期間	2019年 3月 8日～2019年 9月 7日	6.9%
第5計算期間	2019年 9月 8日～2020年 3月 7日	2.3%
第6計算期間	2020年 3月 8日～2020年 9月 7日	0.6%
第7計算期間	2020年 9月 8日～2021年 3月 7日	△2.7%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）設定及び解約の実績

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年12月 7日～2018年 3月 7日	550,000	—	550,000
第2計算期間	2018年 3月 8日～2018年 9月 7日	400,000	—	950,000
第3計算期間	2018年 9月 8日～2019年 3月 7日	300,000	—	1,250,000
第4計算期間	2019年 3月 8日～2019年 9月 7日	2,880,000	100,000	4,030,000
第5計算期間	2019年 9月 8日～2020年 3月 7日	2,910,000	840,000	6,100,000
第6計算期間	2020年 3月 8日～2020年 9月 7日	5,990,000	2,650,000	9,440,000
第7計算期間	2020年 9月 8日～2021年 3月 7日	11,830,000	410,000	20,860,000

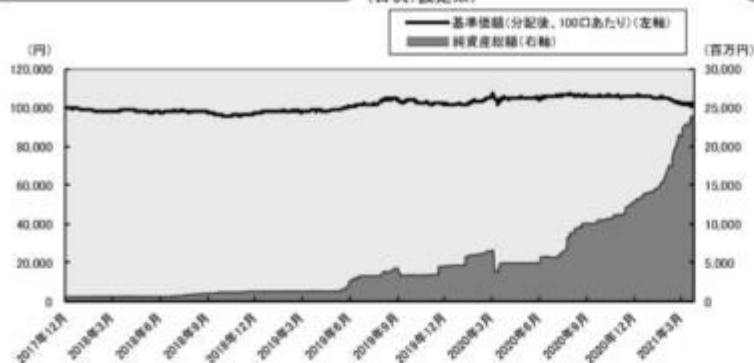
※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

《参考情報》

＜更新後＞

運用実績（2021年3月31日現在）**基準価額・純資産の推移**

（日次：設定来）

**分配の推移**

（100口あたり、課税前）

2021年3月	490 円
2020年9月	550 円
2020年3月	730 円
2019年9月	580 円
2019年3月	910 円
設定未累計	4,290 円

主要な資産の状況**銘柄別投資比率（上位）**

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.8
2	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	国債証券	0.8
3	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	国債証券	0.8
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.8
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.8
6	US TREASURY N/B	国債証券	0.8
7	US TREASURY N/B	国債証券	0.8
8	US TREASURY N/B	国債証券	0.7
9	US TREASURY N/B	国債証券	0.7
10	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	国債証券	0.7

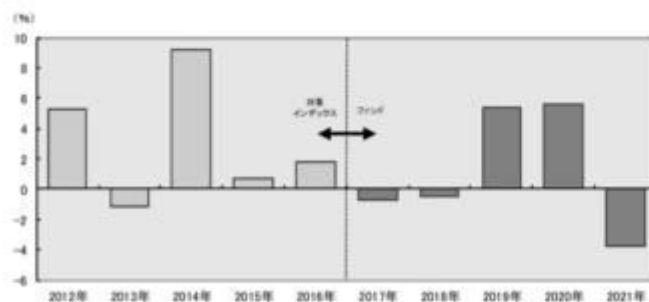
国/地域別投資比率（上位）

順位	国/地域	投資比率（%）
1	アメリカ	43.6
2	フランス	10.7
3	イタリア	10.4
4	スペイン	6.8
5	イギリス	6.7

※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。なお、ユーロについては発行国で記載しております。

年間収益率の推移

（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2012年から2016年は対象インデックスの年間収益率。
- ・2017年は設定日（2017年12月7日）から年末までのファンドの収益率。
- ・2021年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】**3 資産管理等の概要**

（５）その他

＜更新後＞

（a）ファンドの繰上償還条項

- （i）委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ii）委託者は、受益権の口数が20営業日連続して50万口を下回った場合、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。

（b）信託期間の終了

- （i）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項（i）」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- （ii）上記（i）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- （iii）上記（i）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- （iv）上記（i）から（iii）までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- （v）委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- （vi）委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「（c）信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（c）信託約款の変更等

- （i）委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官

庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ii) 委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(d) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(e) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了(i)」または「(c)信託約款の変更等(ii)」に規定する書面に付記します。

(f) 金融商品取引所への上場

委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

(g) 信託財産の登記等および記載等の留保等

(i) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすること

とします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

(ii) 上記(i)ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

(iii) 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(iv) 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(h) 有価証券の売却等の指図

委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(i) 再投資の指図

委託者は、親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(j) 受託者による資金の立替え

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(k) 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

また、委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(l) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(c) 信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(m) 受益権の分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託者は、信託契約締結日の受益権については当初設定口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(n) 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(o) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

(p)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(2020年9月8日から2021年3月7日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 財務諸表

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信

(1) 貸借対照表

(単位：円)		
	第6期 (2020年 9月 7日現在)	第7期 (2021年 3月 7日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	21,754,667	583,650,012
コール・ローン	29,084,097	123,886,365
国債証券	9,831,846,206	21,113,516,318
派生商品評価勘定	1,386,607	2,099,196
未収入金	141,726,411	517,054
未収利息	32,528,968	69,261,160
前払費用	16,777,838	37,691,248
その他未収収益	-	366,605
差入委託証拠金	41,033,782	41,757,401
流動資産合計	10,116,138,576	21,972,745,359
資産合計	10,116,138,576	21,972,745,359
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	54,480,895	167,056,167
未払金	74,769,637	453,887,241
未払収益分配金	51,920,000	102,214,000
未払受託者報酬	667,788	1,445,155
未払委託者報酬	3,338,908	7,225,743
未払利息	41	142
その他未払費用	629,517	1,079,808
流動負債合計	185,806,786	732,908,256
負債合計	185,806,786	732,908,256
純資産の部		
元本等		
元本	9,440,000,000	20,860,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	490,331,790	379,837,103
（分配準備積立金）	22,894	1,934,588
元本等合計	9,930,331,790	21,239,837,103
純資産合計	9,930,331,790	21,239,837,103
負債純資産合計	10,116,138,576	21,972,745,359

(2) 損益及び剰余金計算書

	第6期 自 2020年 3月 8日 至 2020年 9月 7日	第7期 自 2020年 9月 8日 至 2021年 3月 7日
営業収益		
受取利息	57,373,391	116,314,831
有価証券売買等損益	38,468,175	△617,163,970
派生商品取引等損益	12,619,409	△441,635
為替差損益	△16,958,323	△4,212,276
その他収益	256,895	366,605
営業収益合計	91,759,547	△505,136,445
営業費用		
支払利息	101,858	66,160
受託者報酬	667,788	1,445,155
委託者報酬	3,338,908	7,225,743
その他費用	1,669,772	3,818,684
営業費用合計	5,778,326	12,555,742
営業利益又は営業損失（△）	85,981,221	△517,692,187
経常利益又は経常損失（△）	85,981,221	△517,692,187
当期純利益又は当期純損失（△）	85,981,221	△517,692,187
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	313,353,969	490,331,790
剰余金増加額又は欠損金減少額	306,867,800	525,044,500
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	306,867,800	525,044,500
剰余金減少額又は欠損金増加額	163,951,200	15,633,000
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	163,951,200	15,633,000
分配金	51,920,000	102,214,000
期末剰余金又は期末欠損金（△）	490,331,790	379,837,103

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。

4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
5.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2020年 9月 8日から2021年 3月 7日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 2020年 9月 7日現在	第7期 2021年 3月 7日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 9,440,000口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 20,860,000口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1,051.94円 (100口当たり純資産額) (105,194円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1,018.21円 (100口当たり純資産額) (101,821円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自 2020年 3月 8日 至 2020年 9月 7日	第7期 自 2020年 9月 8日 至 2021年 3月 7日																																																																		
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																																		
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>当期配当等収益額</td><td>A</td><td>57,528,428円</td></tr><tr><td>親ファンドの配当等収益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>分配準備積立金</td><td>C</td><td>90,934円</td></tr><tr><td>配当等収益合計額</td><td>D=A+B+C</td><td>57,619,362円</td></tr><tr><td>経費</td><td>E</td><td>5,676,468円</td></tr><tr><td>収益分配可能額</td><td>F=D-E</td><td>51,942,894円</td></tr><tr><td>収益分配金</td><td>G</td><td>51,920,000円</td></tr><tr><td>次期繰越金(分配準備積立金)</td><td>H=F-G</td><td>22,894円</td></tr><tr><td>口数</td><td>I</td><td>9,440,000口</td></tr><tr><td>100口当たり分配金</td><td>J=G/I×100</td><td>550円</td></tr></table>	項目			当期配当等収益額	A	57,528,428円	親ファンドの配当等収益額	B	0円	分配準備積立金	C	90,934円	配当等収益合計額	D=A+B+C	57,619,362円	経費	E	5,676,468円	収益分配可能額	F=D-E	51,942,894円	収益分配金	G	51,920,000円	次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	22,894円	口数	I	9,440,000口	100口当たり分配金	J=G/I×100	550円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>当期配当等収益額</td><td>A</td><td>116,615,276円</td></tr><tr><td>親ファンドの配当等収益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>分配準備積立金</td><td>C</td><td>22,894円</td></tr><tr><td>配当等収益合計額</td><td>D=A+B+C</td><td>116,638,170円</td></tr><tr><td>経費</td><td>E</td><td>12,489,582円</td></tr><tr><td>収益分配可能額</td><td>F=D-E</td><td>104,148,588円</td></tr><tr><td>収益分配金</td><td>G</td><td>102,214,000円</td></tr><tr><td>次期繰越金(分配準備積立金)</td><td>H=F-G</td><td>1,934,588円</td></tr><tr><td>口数</td><td>I</td><td>20,860,000口</td></tr><tr><td>100口当たり分配金</td><td>J=G/I×100</td><td>490円</td></tr></table>	項目			当期配当等収益額	A	116,615,276円	親ファンドの配当等収益額	B	0円	分配準備積立金	C	22,894円	配当等収益合計額	D=A+B+C	116,638,170円	経費	E	12,489,582円	収益分配可能額	F=D-E	104,148,588円	収益分配金	G	102,214,000円	次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	1,934,588円	口数	I	20,860,000口	100口当たり分配金	J=G/I×100	490円
項目																																																																			
当期配当等収益額	A	57,528,428円																																																																	
親ファンドの配当等収益額	B	0円																																																																	
分配準備積立金	C	90,934円																																																																	
配当等収益合計額	D=A+B+C	57,619,362円																																																																	
経費	E	5,676,468円																																																																	
収益分配可能額	F=D-E	51,942,894円																																																																	
収益分配金	G	51,920,000円																																																																	
次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	22,894円																																																																	
口数	I	9,440,000口																																																																	
100口当たり分配金	J=G/I×100	550円																																																																	
項目																																																																			
当期配当等収益額	A	116,615,276円																																																																	
親ファンドの配当等収益額	B	0円																																																																	
分配準備積立金	C	22,894円																																																																	
配当等収益合計額	D=A+B+C	116,638,170円																																																																	
経費	E	12,489,582円																																																																	
収益分配可能額	F=D-E	104,148,588円																																																																	
収益分配金	G	102,214,000円																																																																	
次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	1,934,588円																																																																	
口数	I	20,860,000口																																																																	
100口当たり分配金	J=G/I×100	490円																																																																	
2. その他費用 その他費用のうち223,903円は上場に係る費用、606,798円は対象指数についての商標使用料、756,857円は外貨建資産の保管等に要する費用であります。	2. その他費用 その他費用のうち1,461,662円は上場に係る費用、1,315,523円は対象指数についての商標使用料、821,445円は外貨建資産の保管等に要する費用であります。																																																																		

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第6期 自 2020年 3月 8日 至 2020年 9月 7日	第7期 自 2020年 9月 8日 至 2021年 3月 7日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第6期 2020年 9月 7日現在	第7期 2021年 3月 7日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法

国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
--	----

（関連当事者との取引に関する注記）

第6期 自 2020年 3月 8日 至 2020年 9月 7日	第7期 自 2020年 9月 8日 至 2021年 3月 7日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第6期 自 2020年 3月 8日 至 2020年 9月 7日	第7期 自 2020年 9月 8日 至 2021年 3月 7日
期首元本額 6,100,000,000円	期首元本額 9,440,000,000円
期中追加設定元本額 5,990,000,000円	期中追加設定元本額 11,830,000,000円
期中一部解約元本額 2,650,000,000円	期中一部解約元本額 410,000,000円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第6期 自 2020年 3月 8日 至 2020年 9月 7日	第7期 自 2020年 9月 8日 至 2021年 3月 7日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	6,666,131	△612,388,674
合計	6,666,131	△612,388,674

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

	第6期(2020年 9月 7日現在)	第7期(2021年 3月 7日現在)
--	--------------------	--------------------

種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年 超				うち1年 超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	9,927,453,232	—	9,980,547,520	△53,094,288	21,230,160,977	—	21,395,117,948	△164,956,971
米ドル	4,336,245,308	—	4,375,353,432	△39,108,124	9,240,676,008	—	9,382,151,910	△141,475,902
カナダドル	178,272,784	—	180,158,567	△1,885,783	407,847,860	—	412,223,699	△4,375,839
メキシコペソ	71,411,765	—	72,904,560	△1,492,795	130,658,959	—	130,897,260	△238,301
ユーロ	4,189,950,419	—	4,199,738,020	△9,787,601	8,981,673,213	—	8,986,568,492	△4,895,279
英ポンド	632,852,878	—	634,193,637	△1,340,759	1,370,188,861	—	1,383,589,623	△13,400,762
スウェーデンク ローナ	25,533,511	—	25,456,200	77,311	63,726,292	—	63,323,100	403,192
ノルウェークロー ネ	18,795,651	—	18,651,060	144,591	55,550,851	—	55,958,980	△408,129
デンマーククロー ネ	38,985,105	—	39,119,040	△133,935	119,894,581	—	119,992,320	△97,739
ズロチ	62,605,108	—	61,873,840	731,268	100,943,499	—	100,139,480	804,019
豪ドル	252,089,961	—	251,656,524	433,437	501,484,819	—	500,604,144	880,675
シンガポールドル	90,382,140	—	90,819,740	△437,600	185,972,538	—	187,452,340	△1,479,802
新シェケル	30,328,602	—	30,622,900	△294,298	71,543,496	—	72,216,600	△673,104
合計	9,927,453,232	—	9,980,547,520	△53,094,288	21,230,160,977	—	21,395,117,948	△164,956,971

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2021年3月7日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2021年3月7日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	100,000.00	106,781.25	
		US TREASURY BOND	100,000.00	125,492.18	
		US TREASURY BOND	30,000.00	39,703.12	
		US TREASURY BOND	220,000.00	286,687.50	
		US TREASURY BOND	100,000.00	129,781.25	
		US TREASURY BOND	270,000.00	344,735.13	
		US TREASURY N/B	300,000.00	304,898.43	
		US TREASURY N/B	600,000.00	610,593.72	
		US TREASURY N/B	400,000.00	407,593.72	
		US TREASURY N/B	400,000.00	401,171.84	
		US TREASURY N/B	200,000.00	204,773.42	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,902.34	
		US TREASURY N/B	200,000.00	204,054.68	
		US TREASURY N/B	500,000.00	509,746.05	
		US TREASURY N/B	100,000.00	102,402.34	
		US TREASURY N/B	800,000.00	817,562.48	
		US TREASURY N/B	900,000.00	917,929.62	
		US TREASURY N/B	400,000.00	410,562.48	
		US TREASURY N/B	100,000.00	102,171.87	
		US TREASURY N/B	400,000.00	408,890.60	
		US TREASURY N/B	170,000.00	174,489.05	
		US TREASURY N/B	200,000.00	204,328.12	
		US TREASURY N/B	750,000.00	769,218.75	
		US TREASURY N/B	600,000.00	613,406.22	
		US TREASURY N/B	300,000.00	308,273.43	
		US TREASURY N/B	100,000.00	102,906.25	
		US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,649,374.88	

US TREASURY N/B	400,000.00	410,140.60	
US TREASURY N/B	250,000.00	258,066.40	
US TREASURY N/B	400,000.00	410,578.12	
US TREASURY N/B	500,000.00	512,558.55	
US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,133,515.57	
US TREASURY N/B	900,000.00	938,039.04	
US TREASURY N/B	100,000.00	103,585.93	
US TREASURY N/B	400,000.00	402,765.60	
US TREASURY N/B	800,000.00	822,124.96	
US TREASURY N/B	120,000.00	123,740.61	
US TREASURY N/B	830,000.00	858,466.34	
US TREASURY N/B	500,000.00	499,394.50	
US TREASURY N/B	700,000.00	740,140.59	
US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,802,320.20	
US TREASURY N/B	400,000.00	410,843.72	
US TREASURY N/B	800,000.00	819,937.44	
US TREASURY N/B	150,000.00	158,378.89	
US TREASURY N/B	800,000.00	798,093.68	
US TREASURY N/B	600,000.00	637,640.58	
US TREASURY N/B	400,000.00	398,890.60	
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,543,828.05	
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,495,371.00	
US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,390,289.03	
US TREASURY N/B	120,000.00	128,034.37	
US TREASURY N/B	250,000.00	262,753.90	
US TREASURY N/B	400,000.00	428,468.72	
US TREASURY N/B	1,000,000.00	995,664.00	
US TREASURY N/B	350,000.00	373,050.75	
US TREASURY N/B	420,000.00	443,723.40	
US TREASURY N/B	600,000.00	638,203.08	
US TREASURY N/B	800,000.00	857,374.96	
US TREASURY N/B	600,000.00	632,250.00	
US TREASURY N/B	700,000.00	738,226.51	
US TREASURY N/B	220,000.00	231,360.93	
US TREASURY N/B	120,000.00	127,134.37	

US TREASURY N/B	150,000.00	160,242.18	
US TREASURY N/B	150,000.00	157,980.46	
US TREASURY N/B	100,000.00	104,476.56	
US TREASURY N/B	250,000.00	264,492.17	
US TREASURY N/B	600,000.00	627,187.50	
US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,059,687.50	
US TREASURY N/B	400,000.00	426,000.00	
US TREASURY N/B	150,000.00	159,796.87	
US TREASURY N/B	100,000.00	106,078.12	
US TREASURY N/B	100,000.00	106,632.81	
US TREASURY N/B	600,000.00	627,984.36	
US TREASURY N/B	130,000.00	139,963.27	
US TREASURY N/B	100,000.00	105,789.06	
US TREASURY N/B	400,000.00	434,781.24	
US TREASURY N/B	200,000.00	216,578.12	
US TREASURY N/B	850,000.00	847,343.75	
US TREASURY N/B	200,000.00	198,140.62	
US TREASURY N/B	150,000.00	159,503.89	
US TREASURY N/B	500,000.00	547,539.05	
US TREASURY N/B	700,000.00	689,007.76	
US TREASURY N/B	600,000.00	654,421.86	
US TREASURY N/B	550,000.00	540,847.61	
US TREASURY N/B	300,000.00	294,632.79	
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,588,828.05	
US TREASURY N/B	1,550,000.00	1,693,375.00	
US TREASURY N/B	800,000.00	784,812.48	
US TREASURY N/B	700,000.00	773,281.25	
US TREASURY N/B	800,000.00	784,000.00	
US TREASURY N/B	640,000.00	707,549.95	
US TREASURY N/B	700,000.00	685,179.67	
US TREASURY N/B	600,000.00	589,968.72	
US TREASURY N/B	800,000.00	871,750.00	
US TREASURY N/B	450,000.00	468,667.93	
US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,248,375.00	
US TREASURY N/B	550,000.00	567,875.00	

US TREASURY N/B	500,000.00	512,812.50	
US TREASURY N/B	600,000.00	622,546.86	
US TREASURY N/B	600,000.00	617,625.00	
US TREASURY N/B	640,000.00	686,549.95	
US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,006,796.80	
US TREASURY N/B	500,000.00	483,437.50	
US TREASURY N/B	350,000.00	377,972.63	
US TREASURY N/B	950,000.00	917,269.46	
US TREASURY N/B	250,000.00	267,871.07	
US TREASURY N/B	600,000.00	574,453.08	
US TREASURY N/B	220,000.00	235,571.86	
US TREASURY N/B	1,210,000.00	1,336,104.62	
US TREASURY N/B	700,000.00	779,296.84	
US TREASURY N/B	230,000.00	256,270.30	
US TREASURY N/B	400,000.00	453,250.00	
US TREASURY N/B	1,550,000.00	1,700,156.25	
US TREASURY N/B	1,420,000.00	1,531,603.05	
US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,630,124.96	
US TREASURY N/B	700,000.00	702,679.67	
US TREASURY N/B	1,150,000.00	1,064,289.00	
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,381,171.80	
US TREASURY N/B	40,000.00	54,418.74	
US TREASURY N/B	110,000.00	148,044.52	
US TREASURY N/B	230,000.00	314,632.80	
US TREASURY N/B	20,000.00	24,450.00	
US TREASURY N/B	310,000.00	415,085.13	
US TREASURY N/B	750,000.00	1,024,921.87	
US TREASURY N/B	430,000.00	357,101.54	
US TREASURY N/B	1,130,000.00	981,864.00	
US TREASURY N/B	430,000.00	591,384.37	
US TREASURY N/B	500,000.00	635,546.85	
US TREASURY N/B	400,000.00	465,593.72	
US TREASURY N/B	150,000.00	171,082.02	
US TREASURY N/B	200,000.00	250,609.36	
US TREASURY N/B	190,000.00	238,360.92	

小計	US TREASURY N/B	430,000.00	489,864.04	
	US TREASURY N/B	350,000.00	365,558.58	
	US TREASURY N/B	210,000.00	239,547.65	
	US TREASURY N/B	690,000.00	771,075.00	
	US TREASURY N/B	950,000.00	991,042.94	
	US TREASURY N/B	1,090,000.00	1,136,921.01	
	US TREASURY N/B	1,020,000.00	1,014,023.41	
	US TREASURY N/B	200,000.00	223,562.50	
	US TREASURY N/B	120,000.00	137,456.24	
	US TREASURY N/B	530,000.00	580,018.75	
	US TREASURY N/B	520,000.00	568,912.49	
	US TREASURY N/B	140,000.00	160,485.93	
	US TREASURY N/B	280,000.00	321,409.36	
	US TREASURY N/B	420,000.00	471,876.55	
	US TREASURY N/B	440,000.00	435,978.09	
	US TREASURY N/B	1,080,000.00	1,011,403.04	
	US TREASURY N/B	1,320,000.00	1,019,700.00	
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	798,281.20	
	銘柄数：150	82,690,000.00	85,825,222.13	
			(9,260,541,467)	
	組入時価比率：43.6%		43.9%	
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	101,177.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	900,000.00	900,162.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	150,000.00	154,435.50	
	CANADIAN GOVERNMENT	80,000.00	82,132.80	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	104,085.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	210,738.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	60,000.00	63,823.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	612,450.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	295,434.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	120,000.00	123,072.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	330,000.00	348,810.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	650,000.00	642,245.50	
	CANADIAN GOVERNMENT	120,000.00	175,125.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	120,000.00	164,730.00	

小計	CANADIAN GOVERNMENT	130,000.00	171,899.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	480,000.00	570,662.40	
	銘柄数：16	4,440,000.00	4,720,982.00	
	組入時価比率：1.9%		(401,802,778)	1.9%
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	300,000.00	308,391.90	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	4,600,000.00	5,416,546.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	1,000,000.00	1,027,420.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	5,300,000.00	5,869,884.09	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	1,400,000.00	1,642,709.60	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	3,500,000.00	3,920,627.20	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	800,000.00	886,452.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	300,000.00	393,572.10	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	2,500,000.00	2,891,570.25	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	1,700,000.00	1,865,121.00	
	MEXICAN FIXED RATE BONDS	1,000,000.00	1,092,230.00	
	銘柄数：11	22,400,000.00	25,314,524.14	
	組入時価比率：0.6%		(129,104,073)	0.6%
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	50,000.00	52,475.25	
	BELGIUM KINGDOM	1,100,000.00	1,174,296.97	
	BELGIUM KINGDOM	70,000.00	71,592.50	
	BELGIUM KINGDOM	80,000.00	88,592.00	
	BELGIUM KINGDOM	400,000.00	416,289.04	
	BELGIUM KINGDOM	500,000.00	529,796.50	
	BELGIUM KINGDOM	50,000.00	54,027.00	
	BELGIUM KINGDOM	200,000.00	215,428.00	
	BELGIUM KINGDOM	200,000.00	204,987.20	
	BELGIUM KINGDOM	160,000.00	173,291.87	
	BELGIUM KINGDOM	300,000.00	328,043.40	
	BELGIUM KINGDOM	300,000.00	306,090.00	
	BELGIUM KINGDOM	50,000.00	72,355.60	
	BELGIUM KINGDOM	250,000.00	286,325.00	
	BELGIUM KINGDOM	240,000.00	283,484.49	
	BELGIUM KINGDOM	190,000.00	326,245.58	
	BELGIUM KINGDOM	430,000.00	528,546.97	

BELGIUM KINGDOM GOVT	50,000.00	83,635.80	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	404,224.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	304,755.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	778,938.44	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	403,960.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	50,000.00	56,497.03	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	200,000.00	230,674.20	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	113,340.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	303,671.40	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	150,000.00	153,292.50	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	250,000.00	253,237.50	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	755,986.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	650,000.00	723,653.45	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	333,667.26	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	60,000.00	79,801.78	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	250,000.00	274,887.50	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	329,655.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	480,000.00	526,928.16	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	200,000.00	219,660.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	250,000.00	276,434.95	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	650,000.00	664,526.20	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	250,000.00	288,948.25	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	200,000.00	217,780.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	365,310.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	463,719.60	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	360,000.00	375,010.59	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,000.00	16,936.13	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	270,000.00	500,554.08	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	220,000.00	306,317.88	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	250,000.00	339,251.66	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	250,000.00	235,007.75	
BUNDESOBLIGATION	200,000.00	203,744.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	50,000.00	51,607.50	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	150,000.00	157,293.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200,000.00	239,812.00	

BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	535,610.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200,000.00	211,924.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	400,000.00	419,056.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	300,000.00	317,301.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	755,000.00	781,047.50	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	735,770.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200,000.00	291,622.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	400,000.00	572,444.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	340,000.00	364,741.80	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	130,000.00	137,319.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	480,000.00	507,475.20	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	300,000.00	310,806.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	600,000.00	621,054.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200,000.00	206,712.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	10,000.00	15,890.80	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	510,000.00	853,191.24	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	300,000.00	304,158.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	150,000.00	248,514.60	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	120,000.00	215,138.40	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	260,000.00	439,454.86	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	270,000.00	422,788.14	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	690,000.00	1,104,220.80	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	240,000.00	310,048.80	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	101,700.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	203,750.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	102,766.87	
BUONI POLIENNALI DEL TES	340,000.00	372,857.60	
BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	302,148.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	512,650.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	408,280.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	350,000.00	373,975.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	50,000.00	51,190.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,139,500.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,062,450.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	634,500.00	

BUONI POLIENNALI DEL TES	30,000.00	32,877.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	180,172.90	
BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	530,150.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	210,000.00	234,234.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	109,170.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	120,000.00	144,480.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	215,420.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	662,700.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	30,000.00	41,925.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	50,000.00	52,950.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	207,110.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	167,850.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	450,000.00	499,770.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	394,440.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	60,000.00	70,560.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	780,000.00	936,546.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	30,000.00	41,856.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	630,000.00	788,571.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	570,000.00	606,537.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	718,760.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	50,000.00	54,355.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	210,000.00	325,395.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	117,500.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	650,000.00	842,855.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	104,470.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	60,000.00	69,378.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	180,000.00	252,630.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	506,080.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	120,000.00	192,600.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	160,245.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	491,880.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	370,000.00	500,647.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	480,000.00	595,056.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	300,740.00	
FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	103,560.50	

FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	101,719.60	
FINNISH GOVERNMENT	20,000.00	21,068.52	
FINNISH GOVERNMENT	260,000.00	320,126.56	
FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	217,786.00	
FINNISH GOVERNMENT	10,000.00	14,891.73	
FINNISH GOVERNMENT	170,000.00	214,025.75	
FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	303,831.00	
FRANCE (GOVT OF)	900,000.00	911,835.00	
FRANCE (GOVT OF)	700,000.00	737,550.10	
FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	509,400.00	
FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	546,408.00	
FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	204,598.00	
FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	315,526.20	
FRANCE (GOVT OF)	650,000.00	675,827.75	
FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	326,280.00	
FRANCE (GOVT OF)	700,000.00	753,667.60	
FRANCE (GOVT OF)	700,000.00	754,810.00	
FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	158,711.40	
FRANCE (GOVT OF)	700,000.00	709,474.50	
FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	503,146.50	
FRANCE (GOVT OF)	900,000.00	1,027,941.30	
FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	171,885.00	
FRANCE (GOVT OF)	510,000.00	635,855.25	
FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	302,783.40	
FRANCE (GOVT OF)	600,000.00	804,906.00	
FRANCE (GOVT OF)	660,000.00	802,624.68	
FRANCE (GOVT OF)	530,000.00	532,064.35	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	50,000.00	52,072.70	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	350,000.00	352,741.44	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	350,000.00	366,703.05	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	130,000.00	146,978.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	400,000.00	435,233.20	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	400,000.00	523,399.20	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	400,000.00	428,980.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	100,000.00	102,401.70	

FRANCE GOVERNMENT 0.A.T	100,000.00	120,765.00	
FRANCE GOVERNMENT 0.A.T	400,000.00	483,960.00	
FRANCE GOVERNMENT 0.A.T	700,000.00	1,032,008.94	
FRANCE GOVERNMENT 0.A.T	160,000.00	185,335.20	
FRANCE GOVERNMENT 0.A.T	240,000.00	400,695.36	
FRANCE GOVERNMENT 0.A.T	500,000.00	822,027.00	
FRANCE GOVERNMENT 0.A.T	110,000.00	179,567.74	
FRANCE GOVERNMENT 0.A.T	180,000.00	290,863.08	
IRISH GOVERNMENT	40,000.00	43,434.24	
IRISH TSY 0.2% 2030	100,000.00	102,295.00	
IRISH TSY 0.8% 2022	90,000.00	91,294.11	
IRISH TSY 1.10% 2029	20,000.00	22,100.98	
IRISH TSY 1.5% 2050	50,000.00	60,835.17	
IRISH TSY 1.7% 2037	230,000.00	280,562.28	
IRISH TSY 1% 2026	400,000.00	430,382.40	
IRISH TSY 2.4% 2030	100,000.00	123,170.40	
IRISH TSY 2% 2045	110,000.00	146,345.32	
IRISH TSY 2022	300,000.00	302,929.80	
IRISH TSY 3.4% 2024	30,000.00	33,639.42	
NETHERLANDS GOVERNMENT	200,000.00	207,970.40	
NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	108,319.10	
NETHERLANDS GOVERNMENT	20,000.00	21,160.72	
NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	436,160.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	200,000.00	207,620.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	460,000.00	496,346.90	
NETHERLANDS GOVERNMENT	150,000.00	212,670.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	307,425.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	50,000.00	65,854.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	150,000.00	245,382.45	
NETHERLANDS GOVERNMENT	50,000.00	87,672.25	
NETHERLANDS GOVERNMENT	350,000.00	577,918.95	
REPUBLIC OF AUSTRIA	60,000.00	60,609.24	
REPUBLIC OF AUSTRIA	730,000.00	776,144.76	
REPUBLIC OF AUSTRIA	500,000.00	541,643.50	
REPUBLIC OF AUSTRIA	30,000.00	32,123.25	

小計	REPUBLIC OF AUSTRIA	150,000.00	158,879.40	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	30,000.00	32,368.68	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	230,000.00	301,283.27	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	187,940.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	380,000.00	622,709.60	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	50,000.00	109,046.55	
	SPANISH GOVERNMENT	140,000.00	204,903.86	
	SPANISH GOVERNMENT	150,000.00	238,650.00	
	銘柄数：200	59,375,000.00	68,970,378.79	
	組入時価比率：41.9%		(8,904,765,605)	
英債券			42.2%	
	UK TREASURY	10,000.00	10,071.84	
	UK TREASURY	150,000.00	152,412.90	
	UK TREASURY	100,000.00	105,438.20	
	UK TREASURY	400,000.00	399,642.16	
	UK TREASURY	300,000.00	327,338.40	
	UK TREASURY	100,000.00	119,141.12	
	UK TREASURY	350,000.00	355,897.50	
	UK TREASURY	340,000.00	360,827.72	
	UK TREASURY	460,000.00	483,019.32	
	UK TREASURY	50,000.00	62,592.24	
	UK TREASURY	30,000.00	32,393.92	
	UK TREASURY	270,000.00	274,677.58	
	UK TREASURY	200,000.00	192,919.26	
	UK TREASURY	100,000.00	94,195.84	
	UK TREASURY	230,000.00	313,598.74	
	UK TREASURY	660,000.00	954,692.11	
	UK TREASURY	100,000.00	93,812.62	
	UK TREASURY	310,000.00	338,411.99	
	UK TREASURY	220,000.00	338,730.12	
	UK TREASURY	410,000.00	410,415.89	
	UK TREASURY	240,000.00	390,047.52	
	UK TREASURY	320,000.00	529,958.01	
	UK TREASURY	440,000.00	462,967.82	
	UK TREASURY	320,000.00	356,429.95	

小計	UK TREASURY	460,000.00	792,135.64	
	UK TREASURY	200,000.00	220,004.00	
	UK TREASURY	170,000.00	317,624.39	
	UK TSY 0 1/2% 2061	150,000.00	116,737.50	
	UK TSY 0 5/8% 2050	530,000.00	444,866.63	
	銘柄数：29	7,620,000.00	9,051,000.93 (1,357,107,079)	
	組入時価比率：6.4%		6.4%	
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	1,100,000.00	1,219,405.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	2,200,000.00	2,319,834.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	200,000.00	208,076.84	
	SWEDISH GOVERNMENT	200,000.00	207,680.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	700,000.00	679,016.45	
	SWEDISH GOVERNMENT	100,000.00	146,783.37	
	銘柄数：6	4,500,000.00	4,780,795.66 (60,668,296)	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	100,000.00	103,193.87	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,068,830.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,024,228.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	300,000.00	310,020.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,030,265.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	700,000.00	696,111.50	
	銘柄数：6	4,100,000.00	4,232,648.37 (53,077,410)	
デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	100,000.00	105,380.00	
	KINGDOM OF DENMARK	1,000,000.00	1,103,650.00	
	KINGDOM OF DENMARK	600,000.00	633,807.00	
	KINGDOM OF DENMARK	2,700,000.00	2,859,030.00	
	KINGDOM OF DENMARK	970,000.00	1,745,472.90	
	KINGDOM OF DENMARK	100,000.00	96,620.00	
	銘柄数：6	5,470,000.00	6,543,959.90 (113,603,143)	
ズロチ	組入時価比率：0.5%		0.5%	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,024,900.00	

小計	POLAND GOVERNMENT BOND	800,000.00	851,276.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	800,000.00	882,760.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	200,000.00	267,810.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	500,000.00	488,000.00	
	銘柄数：5	3,300,000.00	3,514,746.00	
	組入時価比率：0.5%		(99,432,164)	0.5%
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	140,000.00	145,066.60	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	111,380.46	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	280,000.00	302,722.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	397,735.72	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	332,597.43	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	200,000.00	195,750.72	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	700,000.00	821,520.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	480,000.00	528,422.68	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	106,630.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	200,000.00	219,983.72	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	450,000.00	494,640.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	450,000.00	483,211.44	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	280,322.61	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	97,453.12	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	93,765.02	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	370,000.00	474,444.48	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	230,000.00	247,739.30	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	70,000.00	72,738.61	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	440,000.00	470,844.00	
	銘柄数：19	5,410,000.00	5,876,967.91	
	組入時価比率：2.3%		(489,022,499)	2.3%
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	100,000.00	102,447.50	
	SINGAPORE GOVERNMENT	160,000.00	168,004.52	
	SINGAPORE GOVERNMENT	100,000.00	108,069.16	
	SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	296,437.50	
	SINGAPORE GOVERNMENT	50,000.00	53,155.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	228,500.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	50,000.00	55,985.00	

	小計	SINGAPORE GOVERNMENT	600,000.00	674,694.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	100,000.00	106,241.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	100,000.00	108,289.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	140,000.00	161,420.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	100,000.00	116,750.00	
		銘柄数：12	2,000,000.00	2,179,992.68	
	新シェケル			(175,772,809)	
		組入時価比率：0.8%		0.8%	
		ISRAEL FIXED BOND	200,000.00	206,999.18	
		ISRAEL FIXED BOND	600,000.00	635,029.32	
		ISRAEL FIXED BOND	200,000.00	219,636.72	
		ISRAEL FIXED BOND	600,000.00	593,827.38	
		ISRAEL FIXED BOND	200,000.00	323,925.48	
		ISRAEL FIXED BOND	100,000.00	130,637.12	
	小計	銘柄数：6	1,900,000.00	2,110,055.20	
				(68,618,995)	
		組入時価比率：0.3%		0.3%	
	合計			21,113,516,318	
				(21,113,516,318)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信

2021年3月31日現在

I 資産総額	48,813,409,394円
II 負債総額	25,016,716,698円
III 純資産総額（I－II）	23,796,692,696円

IV 発行済口数	23,490,000口
V 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1,013.06円

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

2021年3月31日現在

I 資産総額	153,913,202,046円
II 負債総額	78,535,600,611円
III 純資産総額（I－II）	75,377,601,435円
IV 発行済口数	62,276,627,945口
V 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2104円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

＜更新後＞

(1) 資本金の額

2021年3月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

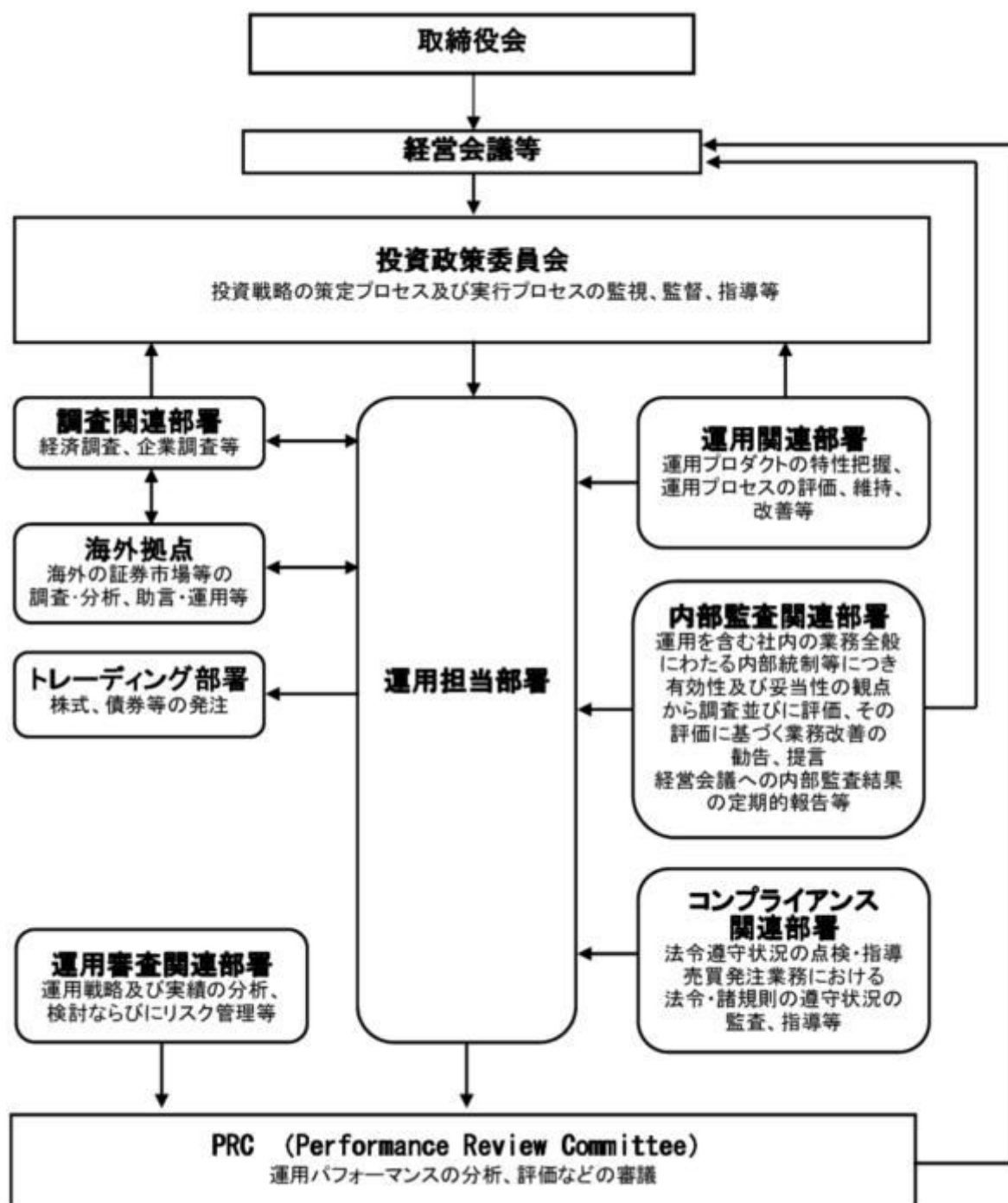
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2 事業の内容及び営業の概況

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2021年2月26日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	992	36,245,919
単位型株式投資信託	195	823,799
追加型公社債投資信託	14	6,414,778
単位型公社債投資信託	496	1,632,331
合計	1,697	45,116,827

3 委託会社等の経理状況

<更新後>

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1) 貸借対照表

		前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		1,562	2,626
金銭の信託		45,493	41,524
有価証券		19,900	24,399
前払費用		27	106
未収入金		500	522
未収委託者報酬		25,246	23,936
未収運用受託報酬		5,933	4,336
その他		269	71

貸倒引当金			△15		△14
流動資産計			98,917		97,509
固定資産					
有形固定資産			714		645
建物	※ 2	320		295	
器具備品	※ 2	393		349	
無形固定資産			6,438		5,894
ソフトウェア		6,437		5,893	
その他		0		0	
投資その他の資産			18,608		16,486
投資有価証券		1,562		1,437	
関係会社株式		12,631		10,171	
従業員長期貸付金		-		16	
長期差入保証金		235		329	
長期前払費用		22		19	
前払年金費用		2,001		1,545	
繰延税金資産		2,694		2,738	
その他		168		229	
貸倒引当金		-		△0	
投資損失引当金		△707		-	
固定資産計			25,761		23,026
資産合計			124,679		120,536

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			145		157
未払金			16,709		15,279
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		25		3	
未払手数料		7,724		6,948	
関係会社未払金		7,422		7,262	
その他未払金		1,535		1,063	
未払費用	※ 1		11,704		10,290
未払法人税等			1,560		1,564
前受収益			29		26
賞与引当金			3,792		3,985
その他			-		67
流動負債計			33,942		31,371
固定負債					
退職給付引当金			3,219		3,311
時効後支払損引当金			558		572
固定負債計			3,777		3,883
負債合計			37,720		35,254
(純資産の部)					
株主資本			86,924		85,270
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729

資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,014		54,360
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,329		53,675	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,723		29,069	
評価・換算差額等			33		10
その他有価証券評価差額金			33		10
純資産合計			86,958		85,281
負債・純資産合計			124,679		120,536

(2) 損益計算書

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			119,196		115,736
運用受託報酬			21,440		17,170
その他営業収益			355		340
営業収益計			140,992		133,247
営業費用					
支払手数料			42,675		39,435
広告宣伝費			1,210		1,006
公告費			0		-
調査費			30,082		26,833
調査費		5,998		5,696	
委託調査費		24,083		21,136	
委託計算費			1,311		1,342
営業雑経費			5,435		5,823
通信費		92		75	
印刷費		970		958	
協会費		86		92	
諸経費		4,286		4,696	
営業費用計			80,715		74,440
一般管理費					
給料			11,113		11,418
役員報酬		379		109	
給料・手当		7,067		7,173	
賞与		3,666		4,134	
交際費			107		86
旅費交通費			514		391
租税公課			1,048		1,029
不動産賃借料			1,223		1,227
退職給付費用			1,474		1,486
固定資産減価償却費			2,835		2,348

諸経費			10,115		10,067
一般管理費計			28,433		28,055
営業利益			31,843		30,751

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	6,538		4,936	
受取利息		0		0	
その他		424		309	
営業外収益計			6,964		5,246
営業外費用					
支払利息	※ 1	1		-	
金銭の信託運用損		489		230	
投資事業組合等評価損		-		146	
時効後支払損引当金繰入額		43		18	
為替差損		34		23	
その他		17		23	
営業外費用計			585		443
経常利益			38,222		35,555
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		21	
関係会社清算益	※ 3	29		-	
株式報酬受入益		85		59	
特別利益計			135		81
特別損失					
投資有価証券等評価損		938		119	
関係会社株式評価損		161		1,591	
固定資産除却損	※ 2	310		67	
投資損失引当金繰入額		707		-	
特別損失計			2,118		1,778
税引前当期純利益			36,239		33,858
法人税、住民税及び事業税			10,196		9,896
法人税等調整額			370		△34
当期純利益			25,672		23,996

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本剰余金			利益剰余金	
				その他利益剰余金	

	資本金	資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計	株 主 資 本 合 計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							△24,826	△24,826	△24,826
当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			△24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目 の 当 期 変 動 額 （ 純 額）	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当期変動額									
剰余金の配当							△25,650	△25,650	△25,650
当期純利益							23,996	23,996	23,996

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,653	△1,653	△1,653
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当期変動額			
剰余金の配当			△25,650
当期純利益			23,996
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△23	△23	△23
当期変動額合計	△23	△23	△1,676
当期末残高	10	10	85,281

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） 時価のないもの … 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 8～15年 構築物 20年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
5. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。
6. 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

[未適用の会計基準等]

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日）」

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2019年3月31日)	当事業年度末 (2020年3月31日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,296百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 736百万円 器具備品 3,106 合計 3,842	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 761百万円 器具備品 2,347 合計 3,109

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,931百万円
※ 2. 固定資産除却損 器具備品 3百万円 ソフトウェア 307 合計 310	※ 2. 固定資産除却損 器具備品 7百万円 ソフトウェア 59 合計 67
※ 3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。	

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 24,826百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,820円

基準日 2018年3月31日

効力発生日 2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

◇ 金融商品関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、

親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-

(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-

未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,626	2,626	-
(2)金銭の信託	41,524	41,524	-
(3)未収委託者報酬	23,936	23,936	-
(4)未収運用受託報酬	4,336	4,336	-
(5)有価証券及び投資有価証券	24,399	24,399	-
その他有価証券	24,399	24,399	-
資産計	96,823	96,823	-
(6)未払金	15,279	15,279	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	3	3	-
未払手数料	6,948	6,948	-
関係会社未払金	7,262	7,262	-
その他未払金	1,063	1,063	-
(7)未払費用	10,290	10,290	-
(8)未払法人税等	1,564	1,564	-
負債計	27,134	27,134	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円（投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円）減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上しておりました関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,626	-	-	-
金銭の信託	41,524	-	-	-
未収委託者報酬	23,936	-	-	-
未収運用受託報酬	4,336	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	24,399	-	-	-
合計	96,823	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2020年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	4,400	4,400	-
コマーシャル・ペーパー	19,999	19,999	-
小計	24,399	24,399	-
合計	24,399	24,399	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	△737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	△241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	△579
年金資産の期末残高	17,469
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	△17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	△5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	△2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	△434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	△38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.4%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,551 百万円
勤務費用	1,034
利息費用	154
数理計算上の差異の発生額	△138
退職給付の支払額	△858
その他	17
退職給付債務の期末残高	23,761

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,469 百万円
期待運用収益	436
数理計算上の差異の発生額	△393
事業主からの拠出額	566
退職給付の支払額	△666
年金資産の期末残高	17,413

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,462 百万円
年金資産	△17,413
	3,048
非積立型制度の退職給付債務	3,299
未積立退職給付債務	6,347
未認識数理計算上の差異	△4,764
未認識過去勤務費用	185
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766
退職給付引当金	3,311
前払年金費用	△1,545
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,034 百万円
利息費用	154
期待運用収益	△436
数理計算上の差異の費用処理額	572
過去勤務費用の費用処理額	△35
確定給付制度に係る退職給付費用	1,289

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	57%
株式	24%
生保一般勘定	12%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.6%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (2019年3月31日)	当事業年度末 (2020年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,175	賞与引当金	1,235
退職給付引当金	998	退職給付引当金	1,026
関係会社株式評価減	51	関係会社株式評価減	762
投資有価証券評価減	708	投資有価証券評価減	462
未払事業税	288	未払事業税	285
時効後支払損引当金	172	時効後支払損引当金	177
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
ゴルフ会員権評価減	192	ゴルフ会員権評価減	167
関係会社株式売却損	148	関係会社株式売却損	148
未払社会保険料	82	未払社会保険料	97
その他	633	その他	219
繰延税金資産小計	4,625	繰延税金資産小計	4,754
評価性引当額	△1,295	評価性引当額	△1,532
繰延税金資産合計	3,329	繰延税金資産合計	3,222
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	15	その他有価証券評価差額金	4
前払年金費用	620	前払年金費用	478
繰延税金負債合計	635	繰延税金負債合計	483
繰延税金資産の純額	2,694	繰延税金資産の純額	2,738
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.6%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.4%
タックスヘイブン税制	2.6%	タックスヘイブン税制	2.6%
外国税額控除	△0.6%	外国税額控除	△0.7%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.2%
その他	1.3%	その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域

ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入 (*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	1	未払費用	-

（イ）子会社等

該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	34,646	未払手数料	6,410

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 (*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	--------	-----	-----	-------	--------------------	-----------	-------	---------------	----	---------------

親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	31,378	未払手数料	5,536
							コマーシャル・ペーパーの購入（*2）	20,000	有価証券	19,999
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（*2） コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,882円89銭	1株当たり純資産額	16,557円31銭
1株当たり当期純利益	4,984円30銭	1株当たり当期純利益	4,658円88銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	25,672百万円	損益計算書上の当期純利益	23,996百万円
普通株式に係る当期純利益	25,672百万円	普通株式に係る当期純利益	23,996百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

◇中間貸借対照表

		2020年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		2,307
金銭の信託		40,828
有価証券		10,500
未収委託者報酬		24,249
未収運用受託報酬		4,560
その他		894
貸倒引当金		△14
流動資産計		83,326
固定資産	※ 1	
有形固定資産		2,998
無形固定資産		5,462
ソフトウェア		5,461
その他		0
投資その他の資産		15,942
投資有価証券		1,701
関係会社株式		10,171
前払年金費用		1,429
繰延税金資産		2,003
その他		636
固定資産計		24,403
資産合計		107,730

		2020年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		11,513
未払収益分配金		0
未払償還金		0
未払手数料		6,651
関係会社未払金		4,007
その他未払金	※ 2	853
未払費用		9,953
未払法人税等		1,444
賞与引当金		2,005
その他		147
流動負債計		25,063
固定負債		
退職給付引当金		3,350
時効後支払損引当金		579
資産除去債務		1,371
固定負債計		5,300
負債合計		30,364
(純資産の部)		
株主資本		77,365
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		46,455

利益準備金		685
その他利益剰余金		45,770
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		21,163
評価・換算差額等		0
その他有価証券評価差額金		0
純資産合計		77,366
負債・純資産合計		107,730

◇中間損益計算書

		自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		52,814
運用受託報酬		7,648
その他営業収益		178
営業収益計		60,641
営業費用		
支払手数料		16,811
調査費		11,994
その他営業費用		3,835
営業費用計		32,641
一般管理費	※ 1	13,883
営業利益		14,115
営業外収益	※ 2	6,145
営業外費用	※ 3	33
経常利益		20,227
特別利益	※ 4	2,228
特別損失	※ 5	445
税引前中間純利益		22,011
法人税、住民税及び事業税		5,226
法人税等調整額		739
中間純利益		16,045

◇中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本
--	------

	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270
当中間期変動額									
剰余金の配当							△23,950	△23,950	△23,950
中間純利益							16,045	16,045	16,045
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	△7,905	△7,905	△7,905
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	21,163	46,455	77,365

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	10	10	85,281
当中間期変動額			
剰余金の配当			△23,950
中間純利益			16,045
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△10	△10	△10
当中間期変動額合計	△10	△10	△7,915
当中間期末残高	0	0	77,366

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの…移動平均法による原価法
2 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法によっております。

3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
6 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

[注記事項]

◇中間貸借対照表関係

2020年9月30日現在
※1 有形固定資産の減価償却累計額 648百万円

※ 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

◇中間損益計算書関係

		自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日
※ 1	減価償却実施額	
	有形固定資産	180百万円
	無形固定資産	1,125百万円
※ 2	営業外収益のうち主要なもの	
	受取配当金	4,540百万円
	金銭信託運用益	1,360百万円
※ 3	営業外費用のうち主要なもの	
	時効後支払損引当金繰入	10百万円
	為替差損	9百万円
※ 4	特別利益の内訳	
	投資有価証券等売却益	71百万円
	株式報酬受入益	26百万円
	移転補償金	2,130百万円
※ 5	特別損失の内訳	
	投資有価証券等評価損	36百万円
	固定資産除却損	2百万円
	事務所移転費用	406百万円

◇中間株主資本等変動計算書関係

		自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日										
1	発行済株式に関する事項											
	<table><tr><td>株式の種類</td><td>当事業年度期首</td><td>増加</td><td>減少</td><td>当中間会計期間末</td></tr><tr><td>普通株式</td><td>5,150,693株</td><td>—</td><td>—</td><td>5,150,693株</td></tr></table>	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株	
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末								
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株								
2	配当に関する事項											
	配当金支払額											
	2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。											
	・普通株式の配当に関する事項											
	(1) 配当金の総額	23,950百万円										
	(2) 1株当たり配当額	4,650円										
	(3) 基準日	2020年3月31日										
	(4) 効力発生日	2020年6月30日										

◇金融商品関係

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりで

す。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,307	2,307	-
(2)金銭の信託	40,828	40,828	-
(3)未収委託者報酬	24,249	24,249	-
(4)未収運用受託報酬	4,560	4,560	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	10,500	10,500	-
資産計	82,445	82,445	-
(6)未払金	11,513	11,513	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	0	0	-
未払手数料	6,651	6,651	-
関係会社未払金	4,007	4,007	-
その他未払金	853	853	-
(7)未払費用	9,953	9,953	-
(8)未払法人税等	1,444	1,444	-
負債計	22,911	22,911	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ます。

注2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券1,701百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（5）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当中間会計期間において、非上場株式について35百万円（投資有価証券35百万円）減損処理を行っております。

◇有価証券関係

当中間会計期間末（2020年9月30日）

1. 満期保有目的の債券(2020年9月30日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式(2020年9月30日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券(2020年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの			
譲渡性預金	10,500	10,500	-
小計	10,500	10,500	-
合計	10,500	10,500	-

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減（単位：百万円）

	自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日
期首残高	-
有形固定資産の取得に伴う増加	1,371
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,371

◇セグメント情報等

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 1株当たり情報

自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日	
1株当たり純資産額	15,020円52銭
1株当たり中間純利益	3,115円15銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	16,045百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	16,045百万円
期中平均株式数	5,150千株

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<更新後>

(1) 受託者

(a) 名称	(b) 資本金の額 [*]	(c) 事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

*2021年2月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,500百万円	
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
シティグループ証券株式会社	96,307百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
BNPパリバ証券株式会社	102,025百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
B o f A証券株式会社	83,140百万円	

*2021年2月末現在

独立監査人の監査報告書

2021年4月16日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小林 弘 幸

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信の2020年9月8日から2021年3月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信の2021年3月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2020年6月10日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 亀井 純子
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 雄一郎
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 津村 健二郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月25日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 津村健二郎
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水永真太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判

断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。